

かつらぎ町立公民館 使用の手引き

1 基本情報

名称	位置	電話
かつらぎ町笠田公民館 (笠田ふるさと交流館)	笠田東396番地の3	0736-22-1004
かつらぎ町笠田公民館佐野分館	佐野550番地の1	0736-22-4566
かつらぎ町大谷公民館	大谷288番地の5	0736-22-1644
かつらぎ町妙寺公民館	妙寺445番地の1	0736-22-6668
かつらぎ町三谷公民館	三谷1670番地の2	0736-22-2184
かつらぎ町見好公民館	東洪田50番地	0736-22-6917
かつらぎ町四邑公民館	御所8番地の2	0736-22-5454

2 使用料

名称	種別	使用料(1時間につき)
かつらぎ町笠田公民館 (笠田ふるさと交流館)	大ホール	550 円
	会議室	220 円
	2階会議室1	110 円
	2階会議室2	110 円
	2階和室	110 円
	2階調理室	110 円
かつらぎ町笠田公民館 佐野分館	会議室1	110 円
	会議室2	110 円
	調理室	110 円
	和室	110 円
	2階会議室1	110 円
	2階会議室2	110 円
	2階大ホール	440 円
かつらぎ町大谷公民館	和室	110 円
	会議室1	110 円

	会議室2	110 円
	調理室	110 円
	2階会議室1	110 円
	2階会議室2	110 円
	2階大ホール	440 円
かつらぎ町妙寺公民館	小会議室	110 円
	2階大会議室	330 円
	2階和室	110 円
	3階中会議室	110 円
かつらぎ町三谷公民館	調理室	110 円
	会議室	110 円
	大ホール	330 円
	2階和室	110 円
かつらぎ町見好公民館	調理室	110 円
	会議室	110 円
	大ホール	440 円
	2階和室1	110 円
	2階和室2	110 円
	2階会議室	110 円
かつらぎ町四邑公民館	会議室1	110 円
	会議室2	110 円
	会議室3	110 円
	多目的ホール	330 円
	調理室	220 円
	3階大ホール	550 円

使用時間は、使用のための準備及び使用後の復元のための時間を含み、1時間未満の使用は、1時間とします。

3 使用時間等

火・水・木・金・土(日曜日と夜間は要予約)

時間帯／曜日	月	火	水	木	金	土	日
9:00-17:00	休 館	開 館					
17:00-21:00		要 予 約					

※祝日及び年末年始は休館です。

※その他都合により休館にしている場合があります。

4 使用の申し込み

公民館を使用しようとする方は、使用の申し込みをおこない、使用の許可を受けてください。
なお、次のいずれかに該当するときは、使用の許可をしません。

- (1)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2)集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3)建物又は付属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4)営利を目的として利用するとき。
- (5)管理上支障があると認めるとき。

5 使用料の免除

町の政策及び方針に合致した公共性の高い事業、並びに非営利団体等が行う事業に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除します。

- (1)町又は教育委員会が主催、共催又は委託する事業に使用するとき。
- (2)町内の小学校、中学校、幼稚園、こども園又はこれらの関係団体が、その目的を果たすための活動に使用するとき。
- (3)計画的・継続的な活動を行う自主学習グループで、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に定義される社会教育団体又は町内の青少年健全育成を目的とする団体が、その目的を果たすための活動に使用するとき。
- (4)町内の広く地域住民のために行われる公益的な活動を目的とする団体が、その目的を果たすための活動に使用するとき。
- (5)町内の地域福祉の推進を目的とする団体が、その目的を果たすための活動に使用するとき。
- (6)障害者又は障害者で構成する団体が使用するとき。
- (7)町又は教育委員会が、団体等の育成や活動の活性化を支援する必要があると認めるとき。

6 使用許可の取消

館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができます。なお、許可の取消しによって使用者に損害が生じて、館長はその責めを負いません。

- (1)条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

- (2)使用の許可をしない事由のいずれかに該当するとき。
- (3)偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4)使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (5)前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

7 立ち入りの制限

館長は、次のいずれかに該当する者に対して、公民館への立ち入りを拒絶し、又は退去を命ずることができます。

- (1)他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある者
- (2)他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある物を携帯する者
- (3)建物等を損傷し、又は滅失するおそれのある者
- (4)管理上支障がある行為をする者

8 使用者の責任

建物等の管理保全に努めてください。また、公民館の使用が終了したとき、使用の許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復してください。

9 損害の賠償

建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償していただきます。

10 使用目的の変更等の禁止

許可を受けないで使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸することを禁止します。

11 使用許可の基準

申請団体	許可する場合	許可しない場合
------	--------	---------

グループ	・地域住民が行うコミュニティ活動や生涯学習活動(サークル活動、研修会など)	・営利目的での使用 ・クリスマス会、誕生パーティーなど個人的な利用目的での使用
会社等	・社員研修、会社の社員対象の会議など(労働組合等の活動を含む) ・当該会社が地域住民に法律等の規定により事業説明を行う場合 ・会社等の使用であっても、公共的な目的を持った利用(珠算の検定試験など) ・社員募集の面接(試験)会場	・商品説明会、展示会など ・商品販売の可能性が考えられる場合 ・展示そのものが商品、会社の宣伝となる場合(「販売行為をしない」場合でも使用不可)
政党・政治団体	・政党、政治団体の構成員の部内研修会 ・後援会(個人、政党)の総会や集い ・国政、県政、市政報告会 ・政党、政治団体の演説会 ・選挙期間中公職選挙法に規定された個人演説会	・特定の政党の利害に関する活動、事業 ・選挙にあたり特定の候補者を支持する活動、事業
宗教団体	・特定の宗教に偏らず、布教活動等を行わないもので、一般市民を対象にして有益と考えられる講演会など ・宗教団体内部の会議や宗教団体会員だけの講演会、学習会など	・特定の宗教を支持する活動、事業 ・特定の教派、宗派もしくは教団を支援する活動、事業

12 注意事項

1	使用者は、当館の施設・附属設備等について善良な管理をしてください。 ・ごみは必ず持ち帰ってください。 ・使用者で準備、後片付けをしてください。 ・電灯、冷暖房の消し忘れにご注意ください。
2	使用許可時間は厳守してください。(使用時間には準備と後片付けの時間を含みます)
3	許可を受けないで飲食し、または火気を使用しないでください。

4	許可を受けないで、建物または敷地内において物品等を販売・展示、または金品の寄付、募集や広告類の掲示、配布等の行為をしないでください。
5	災害等で当館が避難所となった場合や、警報発令時は使用できません。
6	館内は禁煙です。
6	その他、職員の指示に従ってください。

13 お問い合わせ

かつらぎ町教育委員会生涯学習課 社会教育係

電話:0736-22-0303 FAX:0736-22-7102